

高知県住宅耐震化促進事業費補助金交付要綱 新旧対照表(抜粋)

旧	新
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(2)「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来構法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法による戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。</p> <p>(7)「構造設計一級建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2第3項の規定により国土交通大臣から構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士をいう。</p> <p>(10)「木造住宅耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第3項の規定による国土交通省告示第184号の別添指針第1の規定又は「改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)「既存住宅」とは、昭和56年5月31日以前に建築された住宅（人の居住の用に供する建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物をいう。以下同じ。）をいう。）をいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p> <p>(2)「既存木造住宅」とは、既存住宅のうち、木造の住宅（在来工法（軸組構法及び伝統構法をいう。）又は枠組壁工法による戸建て、長屋及び共同住宅であって、併用住宅を含み、持ち家又は貸家の別を問わない。）をいう。</p> <p>(7)「構造設計一級建築士」とは、建築士法（昭和25年法律第202号）第10条の2の2第3項の規定により国土交通大臣から構造設計一級建築士証の交付を受けた建築士をいう。</p> <p>(10)「木造住宅耐震診断」とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）第4条第3項の規定による平成18年1月25日付け国土交通省告示第184号の別添建築物の耐震診断の指針第1の1の規定又は「改訂版高知県木造住宅耐震診断マニュアル」に基づき耐震診断士が実施する耐震診断をいう。</p>

旧	新
<p>(11) 「木造住宅耐震改修設計」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書(計画書及び積算見積書を含む。)の作成であって、登録設計事務所に所属する高知県木造住宅耐震診断士が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。</p> <p>(19) 「住宅耐震改修緊急支援事業」とは、第15号及び前号の当該住宅の所有者に対して市町村が上乘せ補助する事業をいう。</p> <p>(20) 「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の安全対策に要する費用の一部を当該塀の所有者に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅を対象に市町村</p>	<p>(11) 「木造住宅耐震改修設計」とは、地震に対する安全性の向上を目的として実施する補強工事の設計図書(計画書及び積算見積書を含む。)の作成であって、登録設計事務所に所属する耐震診断士が行うものをいう。ただし、市町村が別途附帯条件を設けることを妨げない。</p> <p>(19) 「住宅耐震改修緊急支援事業」とは、第15号及び前号の事業に加算する事業をいう。</p> <p>(20) 「コンクリートブロック塀耐震対策事業」とは、危険性の高い既存コンクリートブロック塀等の安全対策に要する費用の一部を当該塀の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(26) 「住宅段階的耐震改修支援事業」とは、既存木造住宅のうち戸建て及び併用住宅の耐震改修工事を段階的に行うために要する費用の一部を当該住宅の所有者等に対して市町村が補助する事業をいう。</p> <p>(27) 「こうち健康・省エネ住宅」とは、こうち健康・省エネ住宅推進事業費補助金交付要綱第2条第2項に規定するこうち健康・省エネ住宅をいう。</p> <p>(補助目的及び補助対象経費等)</p> <p>第3条 県は、南海トラフ地震に備え、県民の安全及び市街地の防災安全性を確保するため、既存住宅又は建築物を対</p>

旧	新
<p>が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業及び住宅耐震対策市町村緊急支援事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業については別表第2に、住宅耐震改修緊急支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に定めるとおりとする。</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第4条 市町村長は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>象に市町村が行う木造住宅耐震化促進事業、非木造住宅耐震化促進事業、住宅耐震改修緊急支援事業、コンクリートブロック塀耐震対策事業、老朽住宅等除却事業、空き家活用促進事業、住宅耐震対策市町村緊急支援事業及び住宅段階的耐震改修支援事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。</p> <p>2 前項に規定する補助対象事業（以下「補助事業」という。）の補助対象経費、補助要件、補助率及び補助限度額は、木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第1に、非木造住宅耐震化促進事業（住宅耐震改修緊急支援事業による加算を含む。）については別表第2に、住宅段階的耐震改修支援事業については別表第3に、コンクリートブロック塀耐震対策事業については別表第5に、老朽住宅等除却事業については別表第6に、空き家活用促進事業については別表第7に、住宅耐震対策市町村緊急支援事業については別表第8に定めるとおりとする。</p> <p>（補助金の交付の申請）</p> <p>第4条 市町村は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。</p>

旧	新
<p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は次に掲げる事項を遵守しなければならない。</p>	<p>(補助の条件)</p> <p>第5条 補助金の交付の目的を達成するため、市町村は、の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>(6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業により取得した財産については、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)」に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。</p> <p>(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。</p> <p>(9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額とし控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の税率</p>

旧	新
<p>(6) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(7) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(8) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者に対して前2号の条件を付さなければならないこと。</p> <p>(補助金の交付の申請の取下げの期日) 第7条 市町村長が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知後15日以内とする。</p>	<p>を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>(10) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを間接補助事業者としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(11) 補助事業の実施に当たっては、別表第4に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としない等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。</p> <p>(12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者等(規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。)に対して前各号の条件を付さなければならないこと。</p> <p>(補助金の交付の申請の取下げの期日) 第7条 市町村が規則第7条第1項の規定に基づき、補助金の交付の申請の取下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知後15日以内とする。</p>

旧	新
<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第7条の2 知事は、間接補助事業者が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(現場検査)</p> <p>第8条2 知事は、市町村長から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 市町村長は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p>	<p>(補助金の交付の決定の取消し)</p> <p>第7条の2 知事は、間接補助事業者等が別表第4に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。</p> <p>(現場検査)</p> <p>第8条2 知事は、市町村から要請があった場合は、前項の規定による現場検査に職員を同行させることができる。</p> <p>(実績報告)</p> <p>第9条 市町村は、補助事業が完了したときは、補助事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記第5号様式による完了実績報告書を知事に提出しなければならない。ただし、これによることが困難な場合は、翌年度の4月15日までに提出しなければならない。</p> <p>3 補助事業者は、第5条の9のただし書の規定により交付申請した場合は、前項の実績報告書の提出にあたって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。</p>

旧	新
<p>(補助金の額の確定)</p> <p>第 10 条 知事は、前条第 1 項の完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、補助事業の成果が交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。</p> <p>(補助金の請求)</p> <p>第 11 条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。</p> <p>2 規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、別記第 7 号様式による補助金概算払請求書を知事に提出しなければならない。</p>	<p>4 補助事業者は、第 5 条の 9 のただし書の規定により交付申請した場合は、第 1 項の完了実績を提出した後に、消費税の申告により郊外補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第 7 号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。</p> <p>(補助金の額の確定)</p> <p>第 10 条 知事は、前条第 1 項の完了実績報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定するものとする。</p> <p>(補助金の交付)</p> <p>第 11 条 補助金は、前条の規定により交付すべき額の確定を行った後に交付するものとする。</p> <p>2 知事は、第 9 条第 2 項の年度終了報告書を受理した場合において、当該報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、当該実施結果に応じて補助金を交付するものとする。</p>

旧	新
<p>(報告等)</p> <p>第 12 条 知事は、市町村長に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第 13 条 市町村長は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p>	<p>(報告等)</p> <p>第 12 条 知事は、市町村に対して、補助事業の適正な執行を図るため、報告若しくは資料の提出を求め、又は必要に応じて勧告若しくは助言をすることができる。</p> <p>(グリーン購入)</p> <p>第 13 条 市町村長は、補助事業の実施に当たり物品等を調達する場合は、県が定める高知県グリーン購入基本方針（平成13年3月26日作成）に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。</p>

旧

別表第1 (第3条関係)

補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震診断設計費補助事業	木造住宅耐震診断費補助事業												
補助事業者	市町村														
	既存木造住宅の所有者が依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費	既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震診断設計に要する経費	既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事及び、緊急輸送道路又は避難路に近接している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)の安全対策に要する経費												
補助対象経費	<p>助成率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸建住宅及び共同住宅</th> <th>共同住宅及び長屋</th> <th>戸建住宅及び共同住宅</th> <th>共同住宅及び長屋</th> <th>戸建住宅及び共同住宅</th> <th>共同住宅及び長屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,000円/棟</td> <td>88,000円/棟</td> <td>228,000円/棟</td> <td>411,030円/棟</td> <td>817,000円/棟</td> <td>318,000円/戸 かつ 1,134,000円/棟</td> </tr> </tbody> </table>			戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	33,000円/棟	88,000円/棟	228,000円/棟	411,030円/棟	817,000円/棟	318,000円/戸 かつ 1,134,000円/棟
戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋										
33,000円/棟	88,000円/棟	228,000円/棟	411,030円/棟	817,000円/棟	318,000円/戸 かつ 1,134,000円/棟										
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①耐震する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの</p> <p>②木造住宅耐震診断を登録法人日本建築防災協会発行の「一般診断法」を利用して行うもの又は登録法人日本建築防災協会が木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト(以下「認定ソフト」という。)の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの</p> <p>③耐震診断士が認定ソフトの精度評価により診断(国立大学の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。)を用いるものを含む。以下同じ。)し、診断後の評価が1、0以上となるもの又は知事が別に認めたもの</p> <p>④省設計により耐震工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>⑤次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精度評価により診断し、診断後の評価が1、0以上となるもの イ 簡易型 認定ソフトの精度評価により診断し、診断後の1階部分の上部構造評価点が1、0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの</p> <p>付帯となる既存木造住宅に、明らかに法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合はを除く。</p>														
補助率	4分の1以内														
	補助金の額に1、000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。														

(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補助コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀において、耐力壁構造1(ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、基礎部分より1階床面直上において、耐力壁内縁部分の上にあるものに限る。)を適用する。)、既設塀の項において別表第2に掲げられた種別、安全対策が第7号評価されたものをいう。

新

別表第1 (第3条関係)

補助事業名	木造住宅耐震診断事業	木造住宅耐震診断設計費補助事業	木造住宅耐震診断費補助事業												
補助事業者	市町村														
	既存木造住宅の所有者が依頼を受け、市町村が行う耐震診断士による木造住宅耐震診断及び耐震改修工事の概算見積作成に要する経費	既存木造住宅の所有者が登録設計事務所に依頼して行う木造住宅耐震診断設計に要する経費	既存木造住宅の所有者が登録工務店に依頼して行う木造住宅耐震改修工事に要する経費												
補助対象経費	<p>助成率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>戸建住宅及び共同住宅</th> <th>共同住宅及び長屋</th> <th>戸建住宅及び共同住宅</th> <th>共同住宅及び長屋</th> <th>戸建住宅及び共同住宅</th> <th>共同住宅及び長屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>33,000円/棟</td> <td>88,000円/棟</td> <td>228,000円/棟</td> <td>411,030円/棟</td> <td>817,000円/棟</td> <td>318,000円/戸 かつ 1,134,000円/棟</td> </tr> </tbody> </table>			戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	33,000円/棟	88,000円/棟	228,000円/棟	411,030円/棟	817,000円/棟	318,000円/戸 かつ 1,134,000円/棟
戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋	戸建住宅及び共同住宅	共同住宅及び長屋										
33,000円/棟	88,000円/棟	228,000円/棟	411,030円/棟	817,000円/棟	318,000円/戸 かつ 1,134,000円/棟										
補助要件	<p>次に掲げる事項の全てに該当するもの</p> <p>①耐震する住宅が、第2条第2号に規定する既存木造住宅に該当するもの</p> <p>②木造住宅耐震診断を一般登録法人日本建築防災協会発行の「一般診断法」を利用して行うもの又は一般登録法人日本建築防災協会が木造住宅耐震診断プログラム評価制度の評価を取得したコンピュータソフト(以下「認定ソフト」という。)の一般診断法による木造住宅の診断プログラムを利用して行うもの</p> <p>③耐震診断士が認定ソフトの精度評価により診断(国立大学の公的機関による実験データに基づき公表された数値(知事が認めたものに限る。)を用いるものを含む。以下同じ。)し、診断後の評価が1、0以上となるもの又は知事が別に認めたもの</p> <p>④省設計により耐震工事を行うもの。ただし、やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。</p> <p>⑤次のいずれかに該当するもの ア 標準型 認定ソフトの精度評価により診断し、診断後の評価が1、0以上となるもの イ 簡易型 認定ソフトの精度評価により診断し、診断後の1階部分の上部構造評価点が1、0以上となるもの ウ 特殊型 ア又はイと同等以上の耐震性があると知事が認めたもの</p> <p>付帯となる既存木造住宅に、明らかに法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合はを除く。</p>														
補助率	4分の1以内														
	補助金の額に1、000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。														

旧

別表第2 (第3条関係)

補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに関する経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に関する経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震改修工事及び、緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)の安全対策に関する経費
補助対象経費	戸建住宅が1棟単位 33,000円/棟	戸建住宅が1棟単位 105,000円/棟	戸建住宅が1棟単位 417,000円/棟
補助対象経費	共同住宅及び長屋 60,000円/棟	共同住宅及び長屋 411,000円/棟	共同住宅及び長屋 303,000円/戸 かつ 1,234,000円/棟
補助要件	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に関する費用の3分の2以内とする。	耐震補強に明らかに寄与しない工事を費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助率	4分の1以内		

〈注1〉 構造設計一級建築士等①構造設計一級建築士 ②耐震診断支援センター(財団法人日本建築防災協会)の「耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所」一覧に掲載されている建築士事務所が所属する建築士
 ③「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、情報コンクリート協議会の「コンクリート等において耐震補強」(ただし、鉄筋コンクリート等においては、危険項目5～8(危険項目5)において、50センチ幅壁等の上にあるものに限る。)を適用する。④「既設の塀においては別添付表2に該当する結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。

新

別表第2 (第3条関係)

補助事業名	非木造住宅耐震診断費補助事業	非木造住宅耐震改修設計費補助事業	非木造住宅耐震改修費補助事業
補助事業者	市町村		
補助対象経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震診断及び耐震改修工事の概算見積りに関する経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震改修設計に関する経費	既存非木造住宅の所有者が建築士事務所に依頼して行う耐震改修工事に関する経費
補助対象経費	戸建住宅が1棟単位 33,000円/棟	戸建住宅が1棟単位 105,000円/棟	戸建住宅が1棟単位 417,000円/棟
補助対象経費	共同住宅及び長屋 60,000円/棟	共同住宅及び長屋 411,000円/棟	共同住宅及び長屋 303,000円/戸 かつ 1,234,000円/棟
補助要件	ただし、耐震改修工事の概算見積を作成する場合は4,000円/棟を加算することができる。	ただし、耐震改修設計に関する費用の3分の2以内とする。	耐震補強に明らかに寄与しない工事を費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助率	4分の1以内		

〈注1〉 構造設計一級建築士等①構造設計一級建築士 ②耐震診断支援センター(財団法人日本建築防災協会)の「耐震診断、耐震改修を実施する建築士事務所」一覧に掲載されている建築士事務所が所属する建築士
 ③「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、情報コンクリート協議会の「コンクリート等において耐震補強」(ただし、鉄筋コンクリート等においては、危険項目5～8(危険項目5)において、50センチ幅壁等の上にあるものに限る。)を適用する。④「既設の塀においては別添付表2に該当する結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。

旧

別表第3（第3条関係）		
補助事業名	住宅耐震改修緊急支援事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	市町村が交付する補助金に、緊急支援事業として上乗せ補助に要する経費	
	限度額	
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	308,000円/棟	154,000円/戸
		かつ 817,000円/棟
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。	
補助要件	市町村長が緊急支援が必要と認めた耐震改修工事（社会資本整備総合交付金 15-（12）住宅・建築物安全ストック形成事業 ①住宅・建築物耐震改修事業 Ⅱ住宅の耐震改修及び建替え等に対する緊急支援事業として実施するものを除く。）	
補助率	4分の1以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	

新

別表第3（第3条関係）	
補助事業名	住宅段階的耐震改修支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	既存木造住宅（戸建住宅及び併用住宅に属する）の所有者が登録工務店に依頼して段階的に行う本造住宅耐震改修工事に要する経費
	限度額
	848,000円/棟
	耐震補強に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①住宅の所有者が選任した耐震診断士が耐震改修工事の現場確認等を実施するもの
	②本造住宅耐震診断事業の結果上評構造評点のうち最小の値（以下「評点」という。）が0.7未満と診断された住宅、高知県建築物耐震対策緊急促進事業費補助金交付要綱第3条第1項の規定に基づく耐震診断費補助事業の結果Iⅳ値が0.7未満と診断された住宅又は耐震診断士が精査診断法により診断した結果評点が0.7未満と診断された住宅に属するもの
	③認定リフトの精査診断法により診断し、改修後の評点が0.7以上となるもの
	④既存住宅所有者の経済的負担を軽減する目的であって、代理受領制度等（注）を導入している市町村であること。
⑤申込時に、段階的耐震改修事業を行う理由書、及びいずれ上評構造評点を1.0以上にすることを誓約書が提出されていること。	
⑥対象となる既存木造住宅に、明らかな法令違反がないこと。ただし、耐震改修工事に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。

（注）代理受領制度等とは、補助金申請者が補助金交付の請求及び受領を、耐震改修設計を行った登録設計事務所又は耐震改修工事を行った登録工務店に委任することができる制度、または同等の制度のことをいう。

旧

別表第5 (第3条関係)	
補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)の所有者が登録工務店、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該塀の撤去又は安全な塀への改修に要する経費
	限度額
	205,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第7項)に位置付けられた避難路及び市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策(木造住宅耐震改修費補助事業及び非木造住宅耐震改修費補助事業により安全対策を実施するものを除く。)を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1(ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8(点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。))を適用する。)、組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>	

新

別表第5 (第3条関係)	
補助事業名	コンクリートブロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	緊急輸送道路又は避難路に面している危険性の高い既存コンクリートブロック塀等(注)の所有者が登録工務店、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該塀の撤去又は安全な塀への改修に要する経費
	限度額
	205,000円/件
	安全対策に明らかに寄与しない工事で費用を分離すべきものは、当該工事を分離して算定し補助対象経費から除外する。
補助要件	地域防災計画(災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6条第1項)に位置付けられた避難路及び市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する危険性の高いコンクリートブロック塀等の安全対策(木造住宅耐震改修費補助事業及び非木造住宅耐震改修費補助事業により安全対策を実施するものを除く。)を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>(注)「危険性の高い既存コンクリートブロック塀等」とは、補強コンクリートブロック塀及び鉄筋コンクリート塀においては別添点検表1(ただし、鉄筋コンクリート塀にあっては、点検項目5～8(点検項目8にあっては、玉石積み擁壁等の上にあるものに限る。))を適用する。)、組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>	

旧

別表第6 (第3条関係)	
補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽化した住宅等(注)を対象に市町村が行う当該住宅等の除却に要する経費又は老朽化した住宅等の所有者が建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)若しくは、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額
	1,645,000円/件
補助要件	地域防災計画(災害対策基本法第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第7項)に位置付けられた避難路及び市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等及び住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>(注)「老朽化した住宅等」とは、木造等においては別添測定基準表1、鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2、コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の測定基準により老朽度を合算した評点が100点以上のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>	

新

別表第6 (第3条関係)	
補助事業名	老朽住宅等除却事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	老朽化した住宅等(注)を対象に市町村が行う当該住宅等の除却に要する経費又は老朽化した住宅等の所有者が建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を営む者に限る。)若しくは、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行う当該住宅等の除却に要する経費
	限度額
	1,645,000円/件
補助要件	地域防災計画(災害対策基本法第2条第10号)に位置付けられた緊急輸送道路又は避難路、耐震改修促進計画(建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第5条第1項及び第6条第1項)に位置付けられた避難路及び市町村が定める津波避難計画に位置付けられた避難路の沿道に位置する老朽化した住宅等及び住宅などが立ち並ぶ地域に位置する老朽化した住宅等の除却を行うもの
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
<p>(注)「老朽化した住宅等」とは、木造等においては別添測定基準表1、鉄筋コンクリート造においては別添測定基準表2、コンクリートブロック造等においては別添測定基準表3の測定基準により老朽度を合算した評点が100点以上のものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。</p>	

旧

別表第7（第3条関係）		
補助事業名	空き家活用促進事業	
補助事業者	市町村	
補助対象経費	市町村が所有又は借家する空き家住宅（ただし、公営住宅を除く。）及び空き建築物を、公的住宅として再生・活用するために行う耐震診断、改修設計、改修工事等に要する経費	
	限度額	
	戸建住宅及び併用住宅	共同住宅及び長屋
	9,000,000円/棟	4,500,000円/戸 かつ 13,000,000円/棟
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの	
	①耐震診断の結果、又は耐震改修工事の実施後、上部構造評点が1.0以上のもの	
	②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上であり耐震改修工事を実施する必要がない場合にあつては、住宅の断熱化、高断熱化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注）を実施するもの ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水流化工事	
	③借家する空き家住宅又は空き建築物については、事業完了後、補助事業者が住宅として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの	
④対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。		
補助率	4分の1以内	
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。	
（注）断熱改修工事、バリアフリー工事、トイレの水流化工事は、別途空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。		

新

別表第7（第3条関係）	
補助事業名	空き家活用促進事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	市町村が所有又は借家する空き家住宅（ただし、公営住宅を除く。）及び空き建築物を、公的住宅として再生・活用するために行う耐震診断、改修設計、改修工事等に要する経費
	限度額
	9,000,000円/戸
	（ただし、こころ健康・省エネ住宅として再生する場合は、10,000,000円/戸）
補助要件	次に掲げる事項の全てに該当するもの
	①耐震診断の結果、又は耐震改修工事の実施後、上部構造評点が1.0以上のもの
	②耐震診断の結果、上部構造評点が1.0以上であり耐震改修工事を実施する必要がない場合にあつては、住宅の断熱化、高断熱化対応、居住環境の向上に資する以下のいずれか一以上の工事を含めた改修工事（注）を実施するもの ア 断熱改修工事 イ バリアフリー工事 ウ トイレの水流化工事
	③借家する空き家住宅又は空き建築物については、事業完了後、補助事業者が住宅として10年間以上活用する賃貸借契約を締結するもの
④対象となる空き家住宅又は空き建築物に、明らかな法令違反がないこと。ただし、改修工事等に伴い、法令違反を是正する場合を除く。	
補助率	4分の1以内
	補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。
（注）改修工事は、別途の空き家活用リフォーム設計基準に基づく工事とする。	

旧

別表第8 (第3条関係)

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業
補助事業者	市町村
補助対象経費	<p>既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進に要する費用、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化、耐震改修設計及び耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。</p> <p style="text-align: center;">限度額</p> <p style="text-align: center;">20,000,000円</p>
補助要件	既存住宅の耐震対策の加速化を図るため、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの。
補助率	<p style="text-align: center;">4分の1以内</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>

(注) 高齢者や低所得者等とは、85歳以上の者、85歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40%以下の世帯の者及びその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。

新

別表第8 (第3条関係)

補助事業名	住宅耐震対策市町村緊急支援事業																
補助事業者	市町村																
補助対象経費	<p>既存住宅の耐震対策の加速化を図るために行う戸別訪問、地区カルテの作成、耐震化率の向上に寄与する住み替え促進、出張説明会、耐震診断に係る所有者負担費用の無料化並びに耐震改修設計、耐震改修工事及びコンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減等に要する経費。ただし、耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については、高齢者や低所得者等(注)である所有者負担費用の軽減に要する経費に限る。</p> <p style="text-align: center;">限度額</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>戸別訪問</td> <td>3,800円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)</td> </tr> <tr> <td>地区カルテの作成</td> <td>2,600円/戸</td> </tr> <tr> <td>耐震化率の向上に寄与する住み替え促進</td> <td>12,000,000円 (委託料等の合計)</td> </tr> <tr> <td>出張説明会</td> <td>30,000円/回</td> </tr> <tr> <td>耐震診断に係る所有者負担費用の無料化</td> <td>5,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減</td> <td>237,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減</td> <td>800,000円/棟</td> </tr> <tr> <td>コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減</td> <td>185,000円/件</td> </tr> </table>	戸別訪問	3,800円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)	地区カルテの作成	2,600円/戸	耐震化率の向上に寄与する住み替え促進	12,000,000円 (委託料等の合計)	出張説明会	30,000円/回	耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円/棟	耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減	237,000円/棟	耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減	800,000円/棟	コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減	185,000円/件
戸別訪問	3,800円/戸 (ただし、効果促進のための作業等を追加する場合はこれによらないことができる。)																
地区カルテの作成	2,600円/戸																
耐震化率の向上に寄与する住み替え促進	12,000,000円 (委託料等の合計)																
出張説明会	30,000円/回																
耐震診断に係る所有者負担費用の無料化	5,000円/棟																
耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減	237,000円/棟																
耐震改修工事に係る所有者負担費用の軽減	800,000円/棟																
コンクリートブロック塀耐震対策事業に係る所有者負担費用の軽減	185,000円/件																
補助要件	戸別訪問以外の事業については、戸別訪問を行う又は行った市町村であって、南海トラフ地震による死者数ゼロを目指すための取り組みを実施するもの																
補助率	<p style="text-align: center;">4分の1以内 (ただし、耐震改修設計に係る所有者負担費用の軽減に要する経費については4分の3以内)</p> <p>補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。</p>																

(注) 高齢者や低所得者等とは、85歳以上の者、85歳以上の者を含む世帯の者、収入分位40%以下の世帯の者及びその他市町村長が耐震改修工事に係る負担の軽減が必要と認める者をいう。

旧

別添											
空き家活用リフォーム設計基準											
項目	内容										
新築改修工事	「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む個室単体										
	右記の新築改修工事の範囲において、別添「新築改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。										
	「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下 「居間+脱衣室」とそれらの室をつなぐ廊下										
バリアフリー工事	<table border="1"> <tr> <td>手すりの設置工事</td> <td> 1) 浴室 2) トイレ 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) ハルココーナー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内) </td> <td>住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。</td> </tr> <tr> <td>段差解消</td> <td> 1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) トイレ、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床 </td> <td>住戸1戸につき、1)から2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。</td> </tr> <tr> <td>廊下幅等の拡張</td> <td> 1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段 </td> <td>住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。</td> </tr> </table>	手すりの設置工事	1) 浴室 2) トイレ 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) ハルココーナー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。	段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) トイレ、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。	廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。	
	手すりの設置工事	1) 浴室 2) トイレ 3) 洗面所又は脱衣所 4) 居室 5) ハルココーナー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。								
	段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) トイレ、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。								
廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。									
トイレの水流化工事	既設トイレから洋式トイレ等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改造するものに限る。)										

新

別添											
空き家活用リフォーム設計基準											
【標準型】											
項目	内容										
新築改修工事	「寝室+トイレ」又は「居間+脱衣室」を含む個室単体										
	右記の新築改修工事の範囲において、別添「新築改修設計基準」に記載する基準に適合する工事をいずれか一以上実施すること。										
	「寝室+トイレ」とそれらの室をつなぐ廊下 「居間+脱衣室」とそれらの室をつなぐ廊下										
バリアフリー工事	<table border="1"> <tr> <td>手すりの設置工事</td> <td> 1) 浴室 2) トイレ 3) 脱衣所又は脱衣所 4) 居室 5) ハルココーナー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内) </td> <td>住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。</td> </tr> <tr> <td>段差解消</td> <td> 1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) トイレ、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床 </td> <td>住戸1戸につき、1)から2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。</td> </tr> <tr> <td>廊下幅等の拡張</td> <td> 1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段 </td> <td>住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。</td> </tr> </table>	手すりの設置工事	1) 浴室 2) トイレ 3) 脱衣所又は脱衣所 4) 居室 5) ハルココーナー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。	段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) トイレ、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。	廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。	
	手すりの設置工事	1) 浴室 2) トイレ 3) 脱衣所又は脱衣所 4) 居室 5) ハルココーナー 6) 玄関、廊下又は階段(空室内)	住戸1戸につき、1)から3)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。								
	段差解消	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) トイレ、浴室、脱衣所、洗面所、居室等の床 3) 廊下の床	住戸1戸につき、1)から2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。								
廊下幅等の拡張	1) 出入口(玄関、勝手口、郵便、浴室、脱衣所、洗面所、居室等) 2) 廊下又は階段	住戸1戸につき、1)又は2)の施工部位のうち少なくとも1施工部位以上施工するもの。									
トイレの水流化工事	既設トイレから洋式トイレ等への変更(水洗トイレ又は簡易水洗トイレに改造するものに限る。)										
【うち健康・省エネ仕様型】											
このうち健康・省エネ仕様型の工事以上記の新築改修工事とバリアフリー工事に加えて以下に準ずるリフォーム工事を併行するものとする。											
電気設備(レギュレーション等)	健康基準法(昭和44年法律第20号)第4条の2の規定に基づくレギュレーション対策(内閣府及び関係)の実施										
建築材料等	いずれかの換気装置を一つ以上設置すること 内装仕上げに換気装置の材料を併用すること 内装仕上げに土佐和紙等の換気性能の高い建築材料を使用										

新

3. 評価 評価項目別評価結果

評価項目別評価結果表

左記の新設改修工事の範囲において、次の組合員に対する評価結果

評価項目	新設改修工事の範囲内				新設改修工事の範囲外																		
	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目															
1. 評価項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注：●は評価項目に該当する項目を示す。○は評価項目に該当しない項目を示す。

旧

3. 評価 評価項目別評価結果

評価項目別評価結果表

左記の新設改修工事の範囲において、次の組合員に対する評価結果

評価項目	新設改修工事の範囲内				新設改修工事の範囲外																		
	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目	評価項目															
1. 評価項目	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

注：●は評価項目に該当する項目を示す。○は評価項目に該当しない項目を示す。

